

第2期羽生市教育振興基本計画



『知・徳・体・コミュニケーション能力』を地域とともに育みます。

羽生市・羽生市教育委員会

第2期羽生市教育振興基本計画の策定にあたって

～豊かな学びで 夢と希望が輝く 羽生の教育～

ごあいさつ



激動の時代にあって、すべての人が豊かな人生を生き抜くために、教育の果たす役割は、ますます重要になっています。

本市では、第6次羽生市総合振興計画において将来都市像として「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を掲げ、その実現に向けて各種の施策を推進しています。そして、本市の将来を担う人づくりにおいて特に重要な教育の充実を目指し、第2期羽生市教育振興基本計画を策定しました。

今後も、本計画の基本理念の実現に向け、各種の施策を教育委員会や関係機関等と連携を図りながら着実に推進してまいりますので、引き続き市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

羽生市長 河田晃明

ごあいさつ



新しい時代にふさわしい教育の実現を目指し、「豊かな学びで夢と希望が輝く 羽生の教育」を基本理念とした、第2期羽生市教育振興基本計画を策定しました。

本計画は、本市の教育振興に関する指針となるものであり、学校・家庭・地域が一体となって、すべての人が生きる力を育み、生涯を通して夢と希望が持てる社会の実現を目指しています。

そのために、教育委員会は市民の皆様とともに、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました羽生市教育振興基本計画策定会議委員をはじめ多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成31年3月

羽生市教育委員会教育長 秋本文子

目 次

第1章 総論

I はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
II 教育を取り巻く社会の動向	3
III 第1期計画の成果と課題	4
IV 羽生市の目指す教育の姿	10
1 基本理念	10
2 基本方針	10
3 基本目標	11

第2章 施策の展開

施策の体系	14
基本目標I 「学校力」 信頼される学校づくりの推進	
施策1 教師力・学校力の向上	16
施策2 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり	18
施策3 教育環境の整備・充実	20
施策4 安全・安心な学校づくり	22
基本目標II 「学力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進	
施策1 確かな学力を育む学校教育の推進	24
基本目標III 「豊かな心と健やかな体」	
道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実	
施策1 豊かな心を育む道徳教育の推進	28
施策2 生涯にわたる人権教育の推進	30
施策3 インクルーシブ教育システムの構築による教育の推進	32
施策4 食育・健康教育の推進	34

基本目標IV 「地域力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化	
施策 1 市民の学習機会の充実	3 6
施策 2 家庭教育と青少年健全育成の推進	3 8
施策 3 文化財の保護・活用と文化芸術の振興	4 0
施策 4 図書館・郷土資料館の充実	4 2

基本目標V 「スポーツ」 生涯スポーツの振興	
施策 1 スポーツに親しめる環境づくり	4 4
施策 2 スポーツ・レクリエーション団体と優秀なスポーツ選手の育成	4 6

第3章 計画の推進

1 計画の推進	5 0
2 計画の点検・評価の実施	5 0
3 目標指標	5 1

資料

策定の経緯	5 4
羽生市教育振興基本計画策定会議設置要綱	5 5
羽生市教育振興基本計画策定会議委員名簿	5 6

第1章 総 論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、2014（平成26）年に、「教育は市民サービスの最先端」を基本理念とする羽生市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

この第1期計画を基に、本市では様々な施策に取り組んできましたが、教育を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした状況を踏まえ、第1期計画5年間の成果と課題を検証した上で、さらなる教育の振興を図るため、第2期羽生市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格

第2期計画は、第1期計画に引き続き、教育基本法の規定により、国の教育振興基本計画と埼玉県教育振興基本計画を参考に、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めます。

また、第6次羽生市総合振興計画（前期基本計画：2018（平成30）年度から2022年度まで）を踏まえた、教育行政分野における計画です。

3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間です。

II 教育を取り巻く社会の動向

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

本市の人口は、既に減少傾向にあり、2015（平成27）年は54,874人（国勢調査）でしたが、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、2040年に約44,000人まで減少すると予想されています。年齢区分では、0歳から14歳までの年少人口の割合と、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が減少している一方、65歳以上の高齢者人口の割合が増加し、2018（平成30）年には28.1%となり、2040年には36.0%となると予想されています。

こうしたことから、すべての人々がこれからの社会を担い、生涯にわたり様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮することが求められています。

(2) グローバル化の進展

情報通信技術（ＩＣＴ）の進展や交通手段の発達により、国境を越えた人・モノ・情報の流れが加速しています。本市の在留外国人数は、2014（平成26）年は979人でしたが、2018（平成30）年では1,391人（各年3月末現在。住民基本台帳）と増加傾向にあり、日常生活の中で外国人と交流する機会が増えています。

こうした状況の下、自国の文化のみならず異文化も理解し、国際的な広い視野とコミュニケーション能力を身に付け、国際社会で活躍できるような人材を育成することが求められています。

(3) 地域コミュニティの希薄化

核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係が薄れ、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、学校・家庭・地域が連携・協働することで、誰もが地域コミュニティと関わりを持ち、地域が人を育て、人が地域を育てる好循環を生み出していくことが求められています。

III 第1期計画の成果と課題

第1期計画では、「教育は市民サービスの最先端」の基本理念の下、2つの基本方針を定め、4つの基本目標の下に19の施策を設定し、様々な事業に取り組んできました。

ここでは、第1期計画の各基本目標における代表的な施策の成果と課題を示します。

【基本目標Ⅰ】信頼される学校づくりの推進

施策3 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり

(3) 学校応援団の推進

(成果と課題)

学校応援団は、市内すべての小・中学校で導入されており、児童生徒の登下校の安全確保、学校環境整備、学習指導補助、部活動指導等で協力を得ています。

今後は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）への進化・統合を進めます。

学校応援団の参加人数（単位：人）

目標値(H30)	H24(第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
10,000	8,785	8,785	16,620	16,026	10,512	10,458

施策4 学校給食の充実と食育の推進

(2) 食育の充実

小・中学校とも朝食欠食率が増加しています。欠食の理由は「食べる時間がない」「朝食が用意されていない」など様々ですので、引き続き児童生徒及び保護者に対して食事を摂ることの重要性を訴えていく必要があります。

朝食欠食率（単位：%）

目標値(H30)	H24(第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
小学校 0.0	0.5	0.5	1.4	1.4	1.4	1.6
中学校 0.0	1.9	2.7	2.0	2.0	2.0	3.5

施策5 教育環境の整備・充実

(1) 施設・設備の計画的な改修

(成果と課題)

第1期計画の期間中に、校舎の大規模改修工事を5棟、屋内運動場の非構造部材の耐震化工事を9棟実施しました。今後も市の財政と向き合い、限られた予算の中で施設を安全に維持していくことが課題となっています。

【基本目標Ⅱ】人権を尊重する教育の推進

施策1 学校における人権教育の推進

(3) 指導内容・指導方法の工夫、改善

(成果と課題)

学習指導案に「人権教育上のねらい」、「人権教育上の視点」、「人権教育上の配慮事項」を位置付け、日頃の授業において人権教育を意識した学習指導を行っています。人権感覚育成プログラムについては、県の方針に基づき、人権教育の年間指導計画の中にその活用について位置付け、意図的、計画的に活用しています。

人権感覚プログラムを活用している学校（単位：校）

目標値(H30)	H24(第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
14	8	14	14	14	14	14

施策2 社会教育における人権教育の推進

(1) 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

(成果と課題)

本市では、人権教育を推進するため、市民を対象に「人権教育指導者研修会」、「人権教育研修会」、「公民館利用団体人権教育講座」を継続して実施してきました。参加者数はほぼ横ばいですが、アンケート調査結果によると参加者の人権問題に対する理解が深まっていることが分かります。今後も継続して取り組む必要があります。

人権啓発事業への参加者数（単位：人）

目標値(H30)	H24 (第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
1,500	1,212	1,081	1,179	1,122	960	1,234

【基本目標Ⅲ】生涯学習の推進と文化活動の活性化

施策1 市民の学習機会の充実

(2) 家庭教育の支援

(成果と課題)

平成28年度からのNPO法人との協働により、家庭教育関連講座への参加者数は大幅に増え、特に子育て世代に向けて、充実した学習機会を提供することができました。

今後は、各公民館でも家庭教育への取組を充実させるなど、継続的な学習機会の提供に努めていきます。

家庭教育学級等への参加者数（単位：人）

目標値(H30)	H24(第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
930	484	465	479	568	873	1,019

施策1 市民の学習機会の充実

(5) 生涯学習事業の充実

(成果と課題)

高校生インストラクター講座では、地域の高校生が学生生活や部活動で培ったスキルを基に、講師として地域の方々を対象とした講座を主体的に企画・立案し、地域社会への積極的な参画意識の醸成を図ってきました。市内の高等学校3校との連携により、他市では類を見ない取組として、講師・受講者双方に向けて多種多様な学習機会を提供することができました。

今後は、他の高等学校や短期大学とも連携し、講座の拡充に努め、より幅広い世代に向けた講座を開催します。

施策2 生涯学習環境の整備・充実

(1) 生涯学習拠点施設の整備

(成果と課題)

第1期計画の期間中に、川俣公民館(H26)・須影公民館(H27)・村君公民館(H28)の耐震補強工事を実施し、全公民館で耐震基準を満たすことで、市民が安心して学習できる環境を整備しました。

少子高齢化によるサークル数の減少で、利用者数が伸び悩んでいるため、今後は、より幅広い世代を対象とした講座を積極的に実施し、利用者の増加を図っていく必要があります。

公民館利用者数（単位：人）

目標値(H30)	H24(第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
152,000	138,000	130,470	119,255	121,050	129,975	134,673

施策3 図書館・郷土資料館の充実

(1) 図書館サービスの充実

(成果と課題)

図書館利用者の利便性を図るために、ブックカートや電子掲示板を導入し、さらなる利用につなげるための働きかけを行いましたが、利用実績は25万冊程度で推移しています。今後も資料の収集や事業の内容を充実させていく必要があります。

図書館貸出冊数（単位：冊）

目標値(H30)	H24(第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
265,000	250,101	243,735	243,662	252,081	253,948	249,724

施策3 図書館・郷土資料館の充実

(3) 展示・講座の充実

(成果と課題)

児童生徒向けの県立博物館との共催展を夏休み期間中に、郷土資料に関する展示を11月からと、目的に合わせて開催時期を固定化したことが、来館者の増加につながりました。さらに増加を図るには、講座等の展示関連事業を増やしていく必要があります。

資料館来館者数（単位：人）

目標値(H30)	H24(第1期現況値)	H25	H26	H27	H28	H29
20,248	15,275	19,546	5,717	8,216	8,458	6,932

※H25年度までは、入館者と退館者の合計人数。H26年度以降は入館者の人数

施策4 文化財の保護・活用と芸術文化の振興

(1) 文化財の調査、保護、管理と活用

(成果と課題)

本市には、平成29年度末現在、計74件の指定文化財があります。その内訳

は、国指定文化財 1 件、県指定文化財 8 件、市指定文化財 6 5 件となっています。平成 2 6 年度には、市指定の史跡であった「永明寺古墳」が県指定文化財となり、郷土資料館において特別展を開催しました。また、国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」では、安定したムジナモの生育が見られ、平成 2 8 年度は 1 5 万株、2 9 年度には 2 3 万株まで増殖しました。埼玉県のレッドデータでは、ムジナモは「野生絶滅」となっているため、「絶滅危惧種」への向上を目指していくとともに、本市に残る文化財の保護に努めています。

【基本目標IV】生涯スポーツの振興

施策 1 スポーツに親しめる環境づくり

(1) 体育施設の整備・充実

(成果と課題)

誰もが、いつでも、スポーツに親しめる環境の整備を促進するため、老朽化した施設の更新や整備を行った結果、重大な事故もなく安全に使用に供しており、減少傾向であった利用者数が平成 2 7 年度以降は回復しています。

今後も、施設の維持管理を適切に行うことが必要です。

市内体育施設利用者数（単位：人）

目標値(H 3 0)	H 2 4(第1期現況値)	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
270,000	262,235	251,973	227,980	207,800	232,081	249,910

施策 2 スポーツ・レクリエーション機会の提供

(1) スポーツ行事の充実

(成果と課題)

様々な種目を対象とした行事を実施し、多数の参加者がありましたが、屋外での行事は天候の影響があるため、参加者数の変動が大きくなっています。

今後も魅力的なスポーツ行事を継続して提供する必要があります。

スポーツ・レクリエーション事業の参加人数（単位：人）

目標値(H 3 0)	H 2 4(第1期現況値)	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
13,000	12,607	6,964	11,281	11,154	11,073	6,090 人

施策3 スポーツ・レクリエーション団体の育成

(1) 各団体の組織の充実と連携の強化

(成果と課題)

各団体とも自主自立を目指し、様々な事業を行っていますが、ライフスタイルの多様化などにより、スポーツ・レクリエーション団体の登録者数は減少しています。今後もPR活動の充実を図る必要があります。

スポーツ・レクリエーション団体登録者数（単位：人）

目標値(H3.0)	H2.4(第1期現況値)	H2.5	H2.6	H2.7	H2.8	H2.9
5,000	4,828	5,147	4,964	4,510	4,433	3,875

IV 羽生市の目指す教育の姿

1 基本理念

本市の将来を担い、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていく上で、教育の使命は重要です。

この使命を果たすため、第2期計画では、本市の教育行政を進めていくための基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

「豊かな学びで 夢と希望が輝く 羽生の教育」

この基本理念は、誰もが学校・家庭・地域・スポーツなど、生涯を通して多様な学び（豊かな学び）で生きる力を育み、生涯を通して夢と希望が持てる（輝く）社会の実現を目指しています。

2 基本方針

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、次の基本方針を掲げて取り組みます。

「『知・徳・体・コミュニケーション能力』を地域とともに育みます。」

学校・家庭・地域が一体となって生きる力を育み、一人一人が生涯にわたって学び、楽しみ、心のゆとりや豊かさを感じることができる社会を目指します。

3 基本目標

本計画の基本理念及び基本方針を踏まえ、今後5年間に取り組む5つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 「学 校 力」 信頼される学校づくりの推進

教職員の指導力の向上、学校・家庭・地域の三者協働による教育活動の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進し、信頼される学校づくりに努めます。

基本目標Ⅱ 「学 力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進

子どもたちが生きる力を発揮して社会で活躍できるよう、特色ある教育を推進するとともに、基礎・基本の徹底を図り、思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力の向上を目指します。

基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」

道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

子どもたちの豊かな心を育むための道徳教育を推進します。また、生涯にわたる人権教育を推進し、人権を尊重する社会の実現を目指します。

健やかな体を育むため、食育・健康教育の充実を図ります。

基本目標Ⅳ 「地 域 力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

学びの環境を整え、市民のニーズに応える質の高い学習機会を提供するとともに、その成果を地域へ還元することができる生涯学習社会づくりに努めます。

郷土の文化や文化財を守り、次世代に伝えていくとともに、文化芸術活動の充実を図り、文化の発展を目指します。

基本目標Ⅴ 「ス ポ ーツ」 生涯スポーツの振興

市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

第2章 施策の展開

施策の体系

5つの基本目標を基に、15の施策と37の主な取組を設定します。

■基本目標Ⅰ 「学校力」 信頼される学校づくりの推進			
施 策		主な取組	
1 教師力・学校力の向上	(1)	教職員の研修の充実	
	(2)	評価制度の充実	
	(3)	学校支援の充実	
2 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり	(1)	開かれた学校づくりの推進	
	(2)	三者協働による教育活動の充実	
3 教育環境の整備・充実	(1)	施設・設備の適正な維持管理	
	(2)	教材、図書等の整備の推進	
	(3)	就学に対する支援	
4 安全・安心な学校づくり	(1)	防災教育の充実	
	(2)	地域ぐるみの学校安全体制の整備	

■基本目標Ⅱ 「学 力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進			
施 策		主な取組	
1 確かな学力を育む学校教育の推進	(1)	特色ある教育の推進	
	(2)	進路指導・キャリア教育の推進	
	(3)	小中一貫教育の推進	
	(4)	高等教育機関等との連携	

■基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」 道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実			
施 策		主な取組	
1 豊かな心を育む道徳教育の推進	(1)	道徳教育・生徒指導の推進	
2 生涯にわたる人権教育の推進	(1)	学校における人権教育の推進	
	(2)	社会教育における人権教育の推進	
3 インクルーシブ教育システムの構築による教育の推進	(1)	特別支援教育の推進	
	(2)	就学支援・相談活動体制の充実	
4 食育・健康教育の推進	(1)	安全・安心な学校給食の推進	
	(2)	食育の充実	
	(3)	健康や体力を育む教育の充実	

■基本目標IV 「地 域 力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

施 策		主な取組	
1	市民の学習機会の充実	(1)	生涯学習事業の充実
		(2)	市民の自主的な学習活動の支援
		(3)	生涯学習環境の整備・充実
2	家庭教育と青少年健全育成の推進	(1)	家庭教育支援の充実
		(2)	青少年育成事業の実施と団体の支援
3	文化財の保護・活用と文化芸術の振興	(1)	文化財の調査、管理と活用
		(2)	文化活動への支援・文化施設の充実
4	図書館・郷土資料館の充実	(1)	図書館サービスの充実
		(2)	郷土資料館の展示・講座の充実

■基本目標V 「ス ポ ーツ」 生涯スポーツの振興

施 策		主な取組	
1	スポーツに親しめる環境づくり	(1)	体育施設の整備・充実
		(2)	スポーツ・レクリエーション機会の提供
		(3)	スポーツを通した国際交流の実施
2	スポーツ・レクリエーション団体と優秀なスポーツ選手の育成	(1)	スポーツ・レクリエーション団体の活動支援
		(2)	スポーツ指導者の育成
		(3)	トップアスリートの育成

基本目標Ⅰ 「学校力」 信頼される学校づくりの推進

施策1 教師力・学校力の向上

現状と課題

学校をめぐっては、教職員の世代交代の大きな波が押し寄せており、50歳代のベテラン教職員の大量退職に伴い、若手教職員の割合が年々増加しています。本市においても平成30年4月現在では、全教職員の約25%が経験年数5年以内という現状があります。これらの若い教職員の指導力の向上と教職員としての使命感や豊かな人間性の育成は、学校現場に求められる急務の課題となっています。また、学校の中核となるべき中堅の教職員のさらなる指導力向上も必要です。

これらの課題を解決し、教師力・学校力を向上させるためには、経験豊かなベテラン教職員や指導力の高い中堅教職員（ミドルリーダー）による指導力の伝承とともに、各学校の教職員が組織的に研修を充実させることで指導力を高めることが強く求められています。

施策の方向性

- 「研究委嘱事業」や「平成の田舎教師育成塾事業」などの研修を充実させることにより、教職員の指導力向上を図ります。
- 学校評価及び人事評価制度を有効に活用し、学校の教育活動の活性化を図り人材の育成を進めます。
- 学校支援事業を実施し、人材育成及び働き方改革の面から学校への支援体制を整えます。

主な取組

(1) 教職員の研修の充実

- ◇指導方法など、各学校への「研究委嘱事業」の充実により、教職員の資質の向上を図ります。
- ◇すばらしい指導者との出会いを通して教職員としての資質の向上を図るための「平成の田舎教師育成塾事業」を推進し、実践的指導力の向上を図ります。

(2) 評価制度の充実

◇人事評価制度を通して学び続ける教職員となって輝けるよう、評価者が公正な評価を行い、適切に人事管理を進め、学校評価の実施と積極的な公表への支援を行います。

(3) 学校支援の充実

- ◇学校の働き方改革の実現のため、「校務負担軽減検討委員会」を実施し、具体的な校務負担軽減策の検討等、学校支援を充実します。
- ◇学校現場の教職員の校務の負担軽減を目指すため、教職員のＩＣＴの活用とセキュリティ対策に関する研修を充実させます。
- ◇外国籍児童生徒の増加に対応するため、日本語指導員の増員等、学校における日本語指導環境を充実します。

目標指標

全国学力・学習状況調査

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
【全国平均正答率との差】	目標：【全国平均正答率との差】	小学校は全国平均より1ポイント上回るように、中学校は全国平均と同程度とします。
小 国語A(+1.2)/B(-2.5)	小 国語(+1) 小 算数(+1)	
小 算数 A(-2.6)/B(-1.9)	中 国語(±0) 中 数学(±0)	
中 国語A(-6.4)/B(-4.2)		
中 数学 A(-7.6)/B(-5.1)		

埼玉県学力・学習状況調査

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
【県平均正答率との差】 小(-1.0) ・ 中(-5.0)	目標：【県平均正答率との差】 小(+2) ・ 中(+1)	県平均より小学校で2、中学校で1ポイント上回るようにします。



ワークショップ型研究協議



指導者を招聘した校内研修会

基本目標Ⅰ 「学校力」 信頼される学校づくりの推進

施策2 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり

現状と課題

信頼される学校づくりの推進のためには、学校・家庭・地域の三者協働による学校づくりが必要不可欠です。こうした中にあって学校は、情報発信型の学校を目指しつつ、リーダーシップをとりながら、三者相互の連携をより強固にしていく必要があります。

本市においては、全小中学校に学校応援団が組織され、「地域人材による学校支援事業」等により、学習、安全、環境等の面で学校をサポートする体制が確立し、家庭・地域との連携に寄与しています。

さらに、開かれた学校づくりにも取り組んでいます。具体的には、各校において、学校の質の向上を目指し、効果的に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員会、学校関係者評価委員会を開催し、学校の現状を公開しつつ、地域の意見も学校教育に反映させています。

このようにして、地域を巻き込みながら、絆を大切にし、学校をよりよくしていくための学校・家庭・地域の三者協働の取組を推進しています。

施策の方向性

- 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくりに向け、今後も開かれた学校づくりを推進します。
- 学校・家庭・地域の関係をより強固にしながら、三者が一体となった教育活動の充実を図ります。
- 学習活動、安全・安心の確保、環境整備の充実に向け、保護者や地域住民の参加を積極的に推進し、地域の教育力を生かした学校づくりを行います。

主な取組

（1）開かれた学校づくりの推進

- ◇教育情報を積極的に公開します。
- ◇学校評議員会、学校関係者評価委員会を充実します。
- ◇学校運営協議会（コミュニティ・スクール）による保護者及び地域住民等の学校運営への参画促進及び連携を強化します。

(2) 三者協働による教育活動の充実

- ◇「学力アップ羽生塾」の拡大により基礎・基本を定着させ、つまずきの早期発見に努めます。
- ◇学校・家庭・地域が一体となった歯科保健活動、あいさつ運動等を充実します。
- ◇朝ごはんの摂取をはじめ、その他の基本的な生活習慣の確立を、家庭・地域と連携して行い、学力の向上につなげます。
- ◇地域に開かれた学校づくりや地域に根ざした学校づくりを一層推進するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校応援団を通して地域の教育力を学校に導入することにより、学習指導の充実と活性化を進め、学校における多様な教育活動を支援します。

目標指標

学校応援団と学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の参加者数

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
10,458人	12,000人	地域人材による学校支援事業実施報告を基に算出します。



学校運営協議会委員との協議の様子



親子除草

基本目標Ⅰ 「学校力」 信頼される学校づくりの推進

施策3 教育環境の整備・充実

現状と課題

安全・安心で質の高い環境で学び、生活することは、未来に向かって成長する児童生徒の教育に不可欠な条件です。

学校施設については、校舎等の建物の構造の耐震化は完了し、内外装、設備等の老朽化の進行に対応するため、計画的に大規模改修工事を進めてきました。しかしながら、校舎、体育館の非構造部材の落下防止対策や、災害発生時の避難所としての整備、附属建物の老朽化への対応、使用期間の短さに対し維持費用が多額となるプール施設のあり方の検討、校庭の整備等、取り組むべき課題は山積し、市の財政状況と向き合った適正な維持管理が求められています。

また、効果的な学習指導を行うための環境づくりとして、教材、備品、図書の整備も大切な要素ですが、新しい学習指導要領に対応した教材の購入、老朽化した学校管理備品の更新、学校図書館図書標準の達成と内容の充実を目指した図書の購入を推進するほか、情報化社会に対応した教育を推進するための機器を整備する必要があります。併せて、教職員の事務の効率を上げ、負担を軽減するための情報機器等の整備も欠くことはできません。

児童生徒の保護者に対しては、経済的な理由によって教育の機会が失われないよう、就学に係る補助制度がありますが、その申請者は年々増加する傾向にあります。援助を必要とする保護者が、補助制度を利用できるよう、周知を徹底する必要があります。

施策の方向性

- 学校施設については、児童生徒数の動向、校舎等の老朽化を踏まえた計画的な整備を進め、快適な学習環境を整えるとともに、円滑な学校運営ができるよう適切に維持管理を行います。
- 教材備品、学校管理備品や学校図書の充実とともに、情報教育を推進するための機器の整備を推進します。併せて、教職員の事務の効率化、負担軽減を図るため、校務用の情報機器を整備し、適切な利用を指導します。
- 保護者の経済的な負担を軽減するため、補助制度の周知に努め、就学に対する支援を行います。

主な取組

(1) 施設・設備の適正な維持管理

- ◇老朽化した教育施設・設備の改修を計画的に実施します。
- ◇施設の安全性を高めるため、非構造部材の耐震化に取り組みます。
- ◇災害発生時の避難所としての機能の整備を進めます。
- ◇今後のプール施設のあり方を検討するほか、羽生市公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の適正規模・適正配置について研究します。

(2) 教材、図書等の整備の推進

- ◇教育活動を円滑に行えるよう、教材備品の充実を図ります。
- ◇全校での学校図書館図書標準の達成を目指し、図書の購入を進めます。
- ◇学習効果の高い授業を展開できるよう、ＩＣＴ機器の整備と活用を推進します。
- ◇教職員の事務の効率化、負担軽減を図るため、校務用情報機器（センターサーバー、個人用パソコン）の整備を進め、併せて情報セキュリティに対する理解を深めます。

(3) 就学に対する支援

- ◇教育に係る費用について、経済的に負担の大きい保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。
- ◇特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その所得に応じ、就学に係る費用の一部を支給します。
- ◇支援を必要とする保護者に対し、漏れなく周知するよう努めます。

目標指標

学校図書館図書標準の達成率

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
104% 未達成3校	106% 未達成0校	学校図書館図書標準(文部科学省)に対する小中学校全体での達成率と未達成校数



大規模改修を完了した校舎



学校図書館図書管理システム

基本目標Ⅰ 「学校力」 信頼される学校づくりの推進

施策4 安全・安心な学校づくり

現状と課題

近年、地震や大雨などの自然災害、犯罪による被害、交通事故等、日常生活のあらゆる場面で、多くの危険が児童生徒を取り巻いている現状にあります。

また、不審者情報は近年増加傾向であり、児童生徒に関する交通事故に並び、課題となっており、学校外での児童生徒の安全・安心が危惧されます。このように多岐にわたる課題を学校だけで解決を図ることは難しい状況にあります。そこで、保護者や地域、関係機関の力も借りながら、課題解決に向けた取組をする必要があります。

さらに、地震や異常気象に伴う自然災害では、児童生徒が危険回避能力を身に付け、万が一のとき、自分の身は自分で守ることができるよう、支援や指導をすることが求められています。同時に、より安全な学校づくりを推進するため、学校安全計画の策定や危険等発生時の対処要領の策定、施設、設備の安全点検の徹底も引き続き行っていくことが重要となっています。

施策の方向性

- 学校において常に安全・安心な状態が維持され、児童生徒の安全が十分確保されるよう、学校の実態に応じた防災マニュアルを作成します。
- 児童生徒の安全・安心への意識を高め、児童生徒の危険回避能力の育成等に向けた防災教育を行います。
- 児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

主な取組

(1) 防災教育の充実

- ◇地域の自然環境、災害や防災についての正しい知識との確な判断を身に付けて、状況に応じて適切な行動がとれるように防災教育の充実に努めます。
- ◇緊急地震速報を活用した避難訓練等、より実践に近い訓練を緊迫感と危機意識をもって実施します。
- ◇地震など各種災害に対応するために、教育委員会が策定した「地震発生時

における対応指針」を基準とし、防災マニュアルの見直しを図り、災害発生時に適切に対応できるようにします。

(2) 地域ぐるみの学校安全体制の整備

◇市内全小学校にスクールガード・リーダーを1名ずつ配置します。また、各学校での地域安全ボランティアの協力により防犯体制を確立し、安全・安心な学校づくりを推進します。

◇各学校での毎日の登校指導、定期的に行う登校・下校指導、放課後の一斉通学班下校による指導等、安全主任を中心に全教職員、組織で取り組む安全指導の徹底を図ります。各学校が学校安全ボランティアを募集し、児童生徒の安全を見守る体制づくりを進めます。



交通安全教室



避難訓練

基本目標Ⅱ 「学 力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進

施策1 確かな学力を育む学校教育の推進

現状と課題

グローバル化が進み、変化の大きな社会になりつつある現代において、未来を担う本市の児童生徒に、住み慣れた故郷の豊かさを実感しながら「社会を生き抜く力」を育んでいくために、今後、学校・家庭・地域及び行政が連携しながら取組を進めていく必要があります。本市における全国学力・学習状況調査の結果では、小学校・中学校ともに、県・全国の平均レベルに達していない状況が続いています。そのうち、基礎的・基本的な知識・技能の定着を測るA問題については県・全国との差が縮小する科目があるなど、取組の成果が見られるようになってきていますが、知識・技能を活用するB問題については、今後も積極的な指導の積み重ねが必要な状況です。個々の領域では、「読む」「書く」に課題が見られました。

平成29年度の埼玉県学力・学習状況調査の結果からは、学力を伸ばしている児童生徒が多くいる中で、伸び悩んでいる児童生徒も30%程度みられました。基礎的・基本的な内容の理解を基にした学習の積み重ねが大切な国語や算数（数学）において、高得点と低得点の学習集団に分かれる傾向が見られます。

こうした状況を受け、平成29年度から、児童生徒の学力向上に向けた「学力向上パワーアップ事業」により、埼玉県学力・学習状況調査に基づく授業改善を目指した取組を開始しました。今後は、義務教育9年間を通して、一層の授業改善を図り、基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力などの能力や学習への意欲を高めていくことが求められます。また、学習習慣の定着に向けた取組を進めることも必要です。

施策の方向性

- 特色ある教育を推進し、確かな学力を身に付けられるようにします。
- 学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施に努め、児童生徒の基礎的な知識・技能を高めるとともに、知識を活用し問題解決を主体的に進められる力を育成します。
- 進路指導・キャリア教育を推進します。各中学校による特色ある進路指導・キャリア教育を通して、児童生徒の自己決定の選択肢を広げます。
- 中1ギャップ解消だけでなく、義務教育9年間を見通した基礎的・基本的な学

力の定着、活用を図るために、小中一貫教育を推進し、相互の授業参観の機会を増やします。各校種の良い点や課題を洗い出し、今後の授業改善の視点とします。

○高等教育機関等と連携して児童生徒の学びを豊かにします。

主な取組

(1) 特色ある教育の推進

- ◇埼玉大学教育学部附属中学校と連携協定を結び、同校の研究会に参加したり、同校の教職員に講師として市内各中学校に指導に来ていただいたりしながら、教職員の指導力を向上させます。
- ◇小学校3年生から中学校2年生までの全児童生徒を対象に、12月に基礎的・基本的な学力を測る「羽生市学力アップテスト」を実施します。教科は、小学校3年生から6年生が国語・算数、中学校1・2年生が国語・数学・英語です。このテストの大きな特徴は、児童生徒一人一人の課題に応じたプリントがフィードバックされることです。これにより、児童生徒一人一人の苦手な学習内容が解消できるようになり、学力の向上を図ります。
- ◇羽生市学力向上推進委員会において、全国及び埼玉県学力・学習状況調査の分析結果を基に、各校の学力を伸ばしているよい取組の共有化を図ります。この取組を各学校で実践し、授業改善を図ります。
- ◇児童生徒がこれからの中間社会に対応できるよう小・中学校全校にALTを配置し、外国語教育の充実を図ります。
- ◇ALTの充実などの英語教育推進事業、地域ぐるみで英語教育を推進する「村君地区英語村推進地域事業」、「岩瀬グローバルスクール事業」を開拓します。
- ◇英語への関心・意欲・態度や英語を聞く・話す活動を通してこれまでの表現がどの程度身に付いているかを測る英語4技能（聞く・話す・読む・書く）検定「GTEC Junior」を導入し、活動の成果を検証します。
- ◇変化の激しい社会に必須となったICTの活用を推進し、学力向上を図るため、学校教育にもタブレット型端末を導入し、効果的な活用を中心とした研究を継続していきます。
- ◇「プログラミング教育」について、市内先進校の研究を市内に広げ、児童生徒のプログラミング的思考力（論理的な思考力）を育成します。

(2) 進路指導・キャリア教育の推進

- ◇児童生徒が主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

◇職場体験活動などを充実し、勤労観や職業観を育成します。

(3) 小中一貫教育の推進

◇義務教育9年間において育む知・徳・体の「力」を共通理解し、教職員相互の連携を活性化し指導力を高めます。

◇小学校・中学校間の交流を一層進め、小学校から中学校への円滑な接続を図ります。

◇9年間の発達段階に応じた教育活動のカリキュラムを活用し、児童生徒の学力・体力の向上と生徒指導の充実及び不登校問題の解決を図ります。

(4) 高等教育機関等との連携

◇市内の児童福祉施設、幼稚園、保育園、保育所、小学校、中学校、県立高校、短期大学及び関係教育機関が連携して教育交流を推進し、幼児・児童・生徒・学生の学びの場を広げ、健やかな成長を図ることを目的に、「羽生市学びあい夢プロジェクト事業」を推進します。

◇各校がもつ専門的な教育力や施設を積極的に市民に提供するため、県立高校の農業体験講座や短期大学のオープンカレッジ、学生による補習・出前講座などと連携を図り、多様な学びの場の提供を促進します。

目標指標

全国学力・学習状況調査（再掲）

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
【全国平均正答率との差】	目標：【全国平均正答率との差】	小学校は全国平均より1ポイント上回るように、中学校は全国平均と同程度とします。
小 国語A(+1.2)/B(-2.5)	小 国語(+1) 小 算数(+1)	
小 算数 A(-2.6)/B(-1.9)	中 国語(±0) 中 数学(±0)	
中 国語A(-6.4)/B(-4.2)		
中 数学 A(-7.6)/B(-5.1)		

埼玉県学力・学習状況調査（再掲）

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
【県平均正答率との差】	目標：【県平均正答率との差】	県平均より小学校で2、中学校で1ポイント上回るようになります。
小(-1.0) ・ 中(-5.0)	小(+2) ・ 中(+1)	



主体的・対話的で深い学びを目指した授業



タブレット端末を活用した可視化

基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」

道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

施策1 豊かな心を育む道徳教育の推進

現状と課題

家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、規範意識の低下や人間関係の希薄化が指摘されています。

児童生徒一人一人が基本的な生活習慣を身に付け、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を発揮していく必要があります。そのために、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することや、「特別の教科 道徳」の全面実施により、道徳教育全体の質の充実が求められています。また、思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観などの豊かな人間性や社会性を育む体験活動が必要です。さらに、読書は、知識を広め心を豊かにするなど、人生をより良く生きるために欠かせないものであり、児童生徒の読書活動を充実していくことが大切です。

児童生徒の問題行動の予防や解決を図るために、家庭と連携して一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取組を進める必要があります。また、「小1プロブレム」や「学級がうまく機能しない状況（いわゆる学級崩壊）」などへの対応についても継続して取り組む必要があります。

施策の方向性

- 「特別の教科 道徳」の工夫・改善を図り、道徳授業の質の充実と本市独自の道徳教材の活用を進め、学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進します。
- 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、「職場体験」や「藍染体験事業」等、体験活動を推進します。
- 児童生徒が自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていくよう、学校・家庭・地域における児童生徒の読書活動を推進します。
- 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通して積極的な生徒指導を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行・問題行動の防止を行います。

主な取組

(1) 道徳教育・生徒指導の推進

- ◇「特別の教科 道徳」の工夫・改善を図り、道徳授業の質の充実を推進します。また、羽生市道徳郷土教材集「みち」や埼玉県道徳教材「彩の国の道徳」の活用により、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の取組を推進します。
- ◇本市の伝統産業の一つである「藍染め」の体験学習を小学校6年間に1回実施し、児童の郷土を愛する心を育てます。また、中学校2年生で「職場体験」を実施し、職業観・勤労観を養う体験活動を推進します。
- ◇「朝の読書の充実」、「読み聞かせの時間の確保」、「図書室経営の充実」、「家庭における読書の啓発」等、各学校における読書活動の取組を進めます。
- ◇児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる指導を徹底します。
- ◇児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、問題行動の発生時に組織的に対応する校内指導体制の充実を支援します。
- ◇学校と地域、警察などの関係機関との連携を図り、いじめや非行問題行動の未然防止に取り組みます。

目標指標

規律ある態度 小学校3年生～中学校3年生達成率

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
92.2%	95.0%	小学校3年生は、規律ある態度の調査より。小学校4年生から中学校3年生は、埼玉県学力・学習状況調査より算出します。



規律ある態度の育成



道徳教育 研究授業より

基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」

道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

施策2 生涯にわたる人権教育の推進

現状と課題

規範意識の低下や人間関係の希薄化、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめの深刻化、虐待など人権に係る問題が発生しています。また、インターネットによる人権侵害などの新たな問題が発生するなど、人権問題は複雑化、多様化しています。

本市においては、第1期計画の基本目標において「人権を尊重する教育の推進」を掲げ、同和問題をはじめ様々な人権問題に正しく対処できる児童生徒の育成を目指してきました。学校では、人権教育全体計画や年間指導計画を基に、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。

また、社会教育における人権教育を推進するために「人権教育指導者研修会」、「人権教育研修会」の実施や、市内小中学生の作品による「人権作文集」「人権標語」を各学校や公共施設へ配布する等の事業を開催してきました。その結果、人権問題に対する理解は着実に広がっていると認識しています。

今後も、様々な人権問題の解決を図るために、市民一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、豊かな人権感覚を身につけ、様々な人権問題を解決しようとする積極的な態度を身に付けることが大切です。

施策の方向性

- 人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成します。
- 人権教育の課題を明確にし、全教育活動を通して組織的、計画的に人権教育を推進します。
- 指導内容・指導方法を工夫、改善し、発達段階に応じた人権教育を推進します。
- 学校・家庭・地域が連携して人権意識の高揚を図ります。
- 市民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現を目指し、生涯学習の視点に立った人権教育を推進します。
- 市民が人権問題について学習する機会の充実を図るとともに、人権教育を推進するための指導者を養成します。

主な取組

(1) 学校における人権教育の推進

- ◇人権教育推進委員会を設置するとともに、幼児、児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成します。
- ◇管理職人権教育研修会、人権教育担当者現地研修会、人権教育研究集会等を計画的に実施するとともに、北埼玉地区人権教育研究集会へ積極的に参加するなど、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。
- ◇人権教育を実施するにあたっては、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習等、児童生徒の主体的な学習活動を促す指導内容・指導方法について工夫、改善します。
- ◇学校等で発行する通信や保護者向け人権啓発資料を通じた情報提供や学校開放等を積極的に実施します。また、PTA活動や保護者会を通して、学校・家庭・地域の連携を強化します。

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ◇幅広い年齢層を対象に、自己実現や活力ある地域社会づくりのために欠かすことのできない人権教育を、継続的かつ粘り強く実施します。また、子ども学習会、中学生学級、成人・女性・高齢者教養講座等の充実を図るとともに、人権教育関係機関、学校、企業等との連携を図ります。
- ◇「人権感覚育成プログラム（社会教育編）」を活用した参加体験型学習を実施する等、創意工夫した学習を提供するとともに、豊かな人権感覚を身につけ、地域において人権問題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施するとのできる指導者を養成します。

目標指標

人権啓発事業参加者の理解度（回答「大変深まった」割合平均）

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
56%	60%	各事業における参加者アンケートを基に算出します。

基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」

道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

施策3 インクルーシブ教育システムの構築による教育の推進

現状と課題

近年、少子化傾向にある中でも、支援が必要な児童生徒は増加しており、特別支援教育の重要性が叫ばれています。平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、差別の解消を推進し、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

障がい者が積極的に参加・貢献できる「共生社会」は、様々な人が生き生きと活躍できる社会でもあります。そのような社会の実現に向けて、一人一人に応じた指導や支援に加え、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築することが重要課題です。

施策の方向性

- 共生社会の実現に向けて、特別支援教育を着実に推進します。
- 障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を行えるため、個々に必要となる適切な変更・調整（合理的配慮）を提供します。
- 児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児及び児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、個別の教育支援計画、指導計画の作成・活用を図り、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備します。
- 特別支援学校との連携の下、障がいのある児童生徒が、通常学級に入り、共に学ぶ支援籍を積極的に推進します。

主な取組

(1) 特別支援教育の推進

- ◇特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障がいの状態、能力及び特性等に応じた指導の充実を図ります。
- ◇各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通して、特別支援教育を推進します。
- ◇特別支援学校と連携し、障がいのある児童生徒が、通常学級に入る等共に学ぶ支援策を積極的に推進します。
- ◇個別の教育的ニーズに応えるための、多様で柔軟な仕組みを整備していきます。

(2) 就学支援・相談活動体制の充実

- ◇障がいのある者に対する支援のために、合理的配慮に基づいた基礎的教育環境整備を行います。
- ◇保護者の教育的ニーズと必要な支援についての合意形成に基づいた就学支援を行います。
- ◇障がいのある者に対する理解を深め、福祉の問題等への理解を図る学習機会を提供します。



合同学習会（ゲーム）



合同学習会（いもほり）

基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」

道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

施策4 食育・健康教育の推進

現状と課題

近年は朝食の欠食や一人で食事を摂ったりする児童生徒の増加等、家庭生活のあり方が大きく変化したことにより、基本的な生活習慣と言われる食生活上の問題が深刻化しています。

このような状況のもと、「学校給食」を通して正しい食事のあり方や、自分の体は自分で守ることの意識を高めることなど、食育の役割がますます重要になっています。

また、仲間・時間・空間の「3間」の減少に伴い、近年、児童生徒の体力の低下が危惧されております。生涯にわたる健康づくりの根幹となる体育・保健体育の重要性も高まっています。

施策の方向性

- 栄養教諭による食育授業を推進し、児童生徒や保護者の食生活と食習慣に関する態度や意識を高めます。
- 朝食の欠食を解消することに重点をおいて、学校・家庭・地域が連携し食育の推進を図ります。
- 安全・安心な学校給食の提供のため、施設・設備の整備・充実を図ります。
- 学校が家庭・地域と連携し、学校給食の充実と学校給食センターの円滑な運営を図ります。
- 学校において、健康教育と体力・運動技能を高める授業、運動部活動の充実を図ります。

主な取組

(1) 安全・安心な学校給食の推進

- ◇羽生産の食材を使用した郷土色豊かな給食を提供する地産地消を推進することにより、栄養バランスのとれた安全で豊かな食事を提供します。
- ◇食材の放射性物質測定を実施し、結果を市のホームページで公表します。
- ◇一般市民や保護者等にも学校給食への関心を深めていただき、学校・家庭・地域の連携による食育の推進を図ります。
- ◇老朽化した学校給食センターの施設・設備の改修を計画的に実施します。

(2) 食育の充実

- ◇朝食をはじめとして食事を摂ることの大切さや、栄養バランスなどについて、児童生徒や保護者を対象とした食に関する指導を実施します。

(3) 健康や体力を育む教育の充実

- ◇体育・保健体育の授業や食育などの健康教育の充実により児童生徒の健やかな体を育みます。
- ◇「部活動振興事業」による体づくりを推進します。
- ◇外部指導者による部活動支援を充実します。

目標指標

給食食材の地産地消率の向上

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
17%	19%	地元農家で作られた食材を使用し、児童生徒の健康を考えた多彩な学校給食を提供します。



食育授業風景



調理作業の様子

基本目標IV 「地 域 力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

施策1 市民の学習機会の充実

現状と課題

高齢化率が28%を越え、今後さらに上昇する傾向にある中、本市も例外なく超高齢社会を迎えており、今後一層、地域のコミュニティが重要な役割を担っていきます。そのような状況で、地域活動の拠点である公民館を中心に、あらゆる世代の方々が、いつでも、どこでも、誰もが気軽に学ぶことのできる機会を提供し、地域の活力を向上させる必要があります。

さらには、市民の学習成果が地域へ還元され地域における学びの循環が図られるよう、市民自らが主役となり、活躍することのできる仕組みづくりを進めることが望まれます。

また、最も身近な公民館等の生涯学習施設において、生涯にわたる学習活動を推進するため、地域の特色に合わせた様々な講座を開催し、地域の教育力を高めるとともに、市民が安全・安心に利用することができ、高齢者や体の不自由な方にも快適で優しい施設づくりが必要です。

施策の方向性

- 市民自らが自身の能力を生かすことのできる場を提供するとともに、市民にボランティアなどの地域・社会活動への参加のきっかけを提供するなど、自主的に学習に取り組める環境づくりを進めます。
- 公民館等と連携を密にすることで、市民の多様なニーズを的確に把握し、地域の特色に合わせた生涯学習プログラムの提供に努め、学習機会の充実に取り組みます。
- 地域での学習活動の拠点となる生涯学習施設の適切な維持管理に努め、老朽化した施設の計画的な整備を推進し、誰もが学習しやすい環境の提供に努めます。

主な取組

(1) 生涯学習事業の充実

- ◇様々な世代の方々が気軽に学習でき、また交流することができるよう、文化教養・健康づくり・国際理解など、多種多様な講座を開催することで、市民が気軽に学習できる場を提供します。
- ◇地域の教育機関や民間企業等との連携により、専門的なノウハウを活用することで、地域における教育力を活かし学習機会の充実に努めます。

(2) 市民の自主的な学習活動の支援

- ◇市民による自主的な学習活動である市民クラブ・サークル等の活動を支援し、自ら集い、共に学んでいけるよう、学習の中心となる指導者等の人材の育成に努めます。
- ◇市民が主体的に講座などを開催し、また、市民自らが身に付けた専門的な知識や技術・技能等の学習成果を生かすことのできる機会を提供するため、市民講師登録制度の活用を推進し、生涯学習リーダーの育成を支援します。

(3) 生涯学習環境の整備・充実

- ◇公民館まつりなどにおいて、サークル活動等での作品や舞台発表の機会を設けるなど、多くの人に学習の成果を発表できる機会を提供します。
- ◇文化団体が自ら計画立案し、活動や成果の発表ができるよう、発表の場の確保など文化団体の活動を支援します。
- ◇各公民館の大規模改修や、産業文化ホールの計画的な改修と維持管理を実施するなど、生涯学習拠点施設の整備を図り、障がいのある人も安心して学習できるような施設づくりを進めます。また、羽生市公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の有効活用、他施設との複合化も視野に入れた施設配置を検討していきます。

目標指標

公民館運営審議会による公民館評価

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
94.4%	97%	公民館運営審議会による公民館運営評価の結果で、「よくできている(A評価)」の割合

基本目標IV 「地 域 力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

施策2 家庭教育と青少年健全育成の推進

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化が加速し、地域のつながりも希薄になる中、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、さらには、携帯電話所有の低年齢化や通信技術の発展に伴うSNSの普及により、個々のモラル低下によるいじめの陰湿化や不登校などの様々な問題が叫ばれています。

このような中、一層、地域全体で子どもを見守り、育て、子育て世代を支援していく取組が求められています。子育てを継続的に支援していくことで、青少年の健全育成につなげ、学校・家庭・地域が連携し、積極的に子どもたちに関わりを持ち、地域の子どもは地域で育てるという認識の下、青少年育成団体の支援や指導者の育成と合わせ、青少年健全育成事業を推進していくことが重要です。

施策の方向性

- 子育てについて学ぶ機会を提供し、家庭教育に関する講座を充実させることで、安心して子育てに取り組める環境の整備を進めます。
- NPO法人やボランティアに関わる地域の人材を育成することで、身近な場所で、親と子が共に学ぶことのできる機会を作っていきます。
- 青少年団体の活動や指導者育成のための支援を行い、青少年に対し体験活動や相互交流を促す事業を実施することで、子どもたちの創造性や積極性、社会性を養う場を提供します。

主な取組

(1) 家庭教育支援の充実

- ◇親の学習講座や様々な家庭教育支援事業を開催することで、親としての役割を学び、また、親同士の学びあいや仲間づくり等の交流を図ることで、子育てしやすい環境づくりに努めます。
- ◇地域の教育資源の活用や、N P O 法人・ボランティアなどとの協働により、子どもたちの成長に合わせた、多種多様な学習機会を提供することのできる仕組みづくりを進めます。

(2) 青少年育成事業の実施と団体の支援

- ◇学校、家庭、地域、P T A 等の関係団体と連携し、青少年健全育成のための各種事業を推進します。
- ◇青少年のリーダー育成、ボランティア活動や子ども会活動等の自主的活動を促進します。

目標指標

親の学習講座への参加率

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
79.5%	90%	市内小中学校の就学時健康診断及び入学説明会で実施する「親の学習講座」への全対象者に対する参加者の割合



「親の学習講座」の様子



「青少年相談員わんぱくくらぶ」の活動

基本目標IV 「地 域 力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

施策3 文化財の保護・活用と文化芸術の振興

現状と課題

本市の歴史は古く、旧石器時代以来の多様な文化財があります。しかし急激な社会の変化により文化財の消失が危ぶまれます。そのような環境下で文化財を保護するためには調査研究による正確な把握や、活用を図っていく必要があります。

国の天然記念物に指定されている宝蔵寺沼ムジナモ自生地では、長年の保護活動が実を結び、ムジナモが安定して生育しています。宝蔵寺沼ムジナモ自生地の豊かな自然の活用を図るとともに、埼玉県のレッドデータリストで「野生絶滅」とされるランク評価が向上されるよう取り組んでいく必要があります。

文化活動については、まちの発展とともに盛んに行われてきており、文化施設が充実しています。ただし、文化活動に参画する若い世代の減少が課題であり、新たな担い手を育成していくことが必要です。

施策の方向性

- 文化財調査を実施し、指定を通して保存及び活用の措置を講じます。
- 適切な体制により文化財保護を円滑に進めるとともに、未指定文化財の活用を含めた啓発や普及に努めます。
- 市民文化祭などの文化事業を関係団体と協働で実施するとともに、市民の芸術文化活動を支援します。



宝蔵寺沼ムジナモ自生地見学会

主な取組

(1) 文化財の調査、管理と活用

- ◇指定文化財を適切に管理する措置を講じ、発掘調査等の調査研究により得られた成果を、報告書の刊行や展示・講座等の開催などで情報発信することにより、文化財保護意識の向上を図ります。
- ◇本市唯一の国指定天然記念物である宝蔵寺沼ムジナモ自生地では、埼玉県レッドデータ上での評価を「野生絶滅」から「絶滅危惧種」へ向上されるよう安定したムジナモの生育の維持を図ります。

(2) 文化活動への支援・文化施設の充実

- ◇関係団体との協働により、既存の文化活動を継続・充実させるとともに、新たな担い手を育成するなど、市民文化の発展を図ります。
- ◇文化芸術推進基本計画の策定に向けた研究に取り組みます。
- ◇文化施設の適切な管理運営に努め、市民が様々な文化芸術に触れる場を提供し、市民の文化活動の場としての機能を發揮させます。



永明寺古墳



ムジナモの花



舞台芸能発表会

基本目標IV 「地 域 力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

施策4 図書館・郷土資料館の充実

現状と課題

図書館は、市民の読書活動や生涯にわたる自主的な学習活動を支える生涯学習の拠点として位置付けられていますが、青少年世代の図書館利用の減少、少子高齢化や国際化、情報化の進展、また社会情勢の変化にともない、図書館の利用者ニーズの高度化、多様化が進んでおり、それらの状況に対応した環境の改善及び図書館サービスを行っていく必要があります。

また、郷土資料館は郷土に関する資料の収集・調査・保管を行い、先人の遺した歴史的・文化的財産を後世に伝え、展示を行うことにより郷土への関心を高め郷土愛を育む重要な施設となっています。今後は、収蔵資料の調査や郷土に埋もれた偉人の紹介等、新たな事業に取り組む必要があります。

施策の方向性

- 施設環境を整備し、幅広い年代の方々が快適で安心できる環境づくりに努めます。
- 適切な資料構成と市民ニーズに対応した図書館資料、図書館サービスの充実に取り組みます。
- 先人の遺した歴史的・文化的資料の収集・保管に努め、よりよい状態で後世に引き継ぎます。
- 企画展、通常展を開催し、郷土に関する教育普及活動に取り組みます。

主な取組

(1) 図書館サービスの充実

- ◇乳幼児から高齢者まで、市民ニーズの適切な把握と社会変化に即した新鮮かつ将来にわたり活用できる図書館資料の収集と提供に努めます。
- ◇利用者と本を結びつける講座や行事の開催等、図書館事業の充実を図ります。
- ◇他機関との連携を図り、効果的な資料提供や利用者の高度で幅広い学習や調査、研究に対応できる体制を整えます。
- ◇興味や関心が本に結び付くような展示やイベント、講座等を開催します。
- ◇児童生徒の読書力と学力向上に寄与するため、図書館と学校との連携強化を図ります。

(2) 郷土資料館の展示・講座の充実

◇県立博物館と連携し展示資料の充実を図るとともに、学芸員による展示解説会を開催し来館者の増加を図ります。

◇出張講座の周知を図り、郷土に関する教育普及活動を積極的に実施します。

目標指標

図書館利用件数

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
249,724 件	262,200 件	図書館資料の館内・館外利用の件数 (※基準年に対し毎年度 1%)

郷土資料館来館者数

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
6,932 人	8,300 人	通常展・企画展の年間来館者数 (※基準年に対し毎年度 3%)



羽生市立図書館・郷土資料館



図書館 小学校でのブックトークの様子



郷土資料館 企画展の様子

基本目標V 「スポーツ」 生涯スポーツの振興

施策1 スポーツに親しめる環境づくり

現状と課題

日常生活で体を動かす機会が減少する中にあって、ストレスの解消、生活習慣病の予防、さらに地域の連帯感の醸成という観点からも、生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会の拡充と、市民の誰もが身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備が求められています。

本市では、スポーツ・レクリエーション推進のため、活動拠点となる市体育館、中央公園（陸上競技場・野球場・テニスコート）、小・中学校体育施設等において、各種スポーツ大会等の開催をはじめとしたスポーツの機会を提供することにより、スポーツの普及、スポーツを通した仲間づくり、気軽に参加できるイベントの開催などの情報提供及び健康・体力の保持増進に取り組んでいます。

また、各施設及び器具の老朽化が進みつつある中、今後の修繕等を計画的に進めるとともに、国際交流の推進を図るため、姉妹都市のあるフィリピン共和国やベルギー王国を中心に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致活動を進めています。

施策の方向性

- 誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指した「第2期 羽生市スポーツ推進計画」に基づき、各種スポーツ事業を実施します。
- 利用者が、安全かつ安心して使える体育施設や器具の整備に努めます。
- スポーツ・レクリエーションの機会の充実、情報の提供及び普及啓発を図ります。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致を進めるとともに、それをきっかけとした国際交流を推進します。

主な取組

(1) 体育施設の整備・充実

- ◇スポーツ施設及び器具の老朽化に対して、必要な修繕を計画的に実施し、安全で使いやすい設備を維持します。
- ◇市民のニーズを踏まえて、体育施設の適正な管理運営に努めます。
- ◇市内小中学校と利用者との調整を図りながら、小中学校体育施設開放事業の充実を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション機会の提供

- ◇市民の健康・体力の保持増進を図るため、スポーツを始めるきっかけとして市の関係各課と連携しながら教室を開催します。

- ◇体育協会等の関係団体と連携し、各種大会の開催情報等の提供を行います。

(3) スポーツを通した国際交流の実施

- ◇2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致活動を進めるとともに、外国の方と市民とが、スポーツを通して国際交流を深める事業を展開します。

目標指標

市内体育施設利用者数

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
249,910人	260,000人	市体育館・中央公園・小中学校開放・各地区グラウンドの利用者数



体育館メインアリーナ



全国フロアカーリング大会

基本目標V 「スポーツ」 生涯スポーツの振興

施策2 スポーツ・レクリエーション団体と優秀なスポーツ選手の育成

現状と課題

本市では、身近なスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体組織、児童生徒については、保健体育の授業を除けば、スポーツ少年団や運動部における活動が中心となっています。

しかし、少子化の進行や指導者の高齢化など、様々な問題により、体育協会やスポーツ少年団等に加入する人数が減少傾向にあります。

多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションのニーズに応えるための指導者を養成し、活用を図り、スポーツ関係団体の充実を図るとともに連携を強化することが必要です。

施策の方向性

- 各団体が自主的かつ活発に活動できるよう、各団体に対して側面的な支援を行います。
- 専門的な知識・技術を持った優秀な指導者の育成を図ります。
- 将来のトップアスリートの育成を図ります。

主な取組

(1) スポーツ・レクリエーション団体の活動支援

◇体育協会をはじめとする各種スポーツ団体組織への補助・後援及び講習会の実施の他、団体との連絡調整を密にすることにより連携を図り、自主・自立した活動を支援します。

◇団体相互の連携・協力を促進します。

(2) スポーツ指導者の育成

◇スポーツ指導者等の高齢化が進行していることから、団体を担う新たな人材育成の推進・資質の向上を図るための研修会を実施するとともに、国・県開催の各種講習会への派遣を行います。

(3) トップアスリートの育成

◇児童生徒の競技技術の向上とスポーツへの意欲の高揚を図るため、専門的な知識・技術を持った優秀な指導者から直接指導を受ける機会を設け、将来のトップアスリートの育成につなげます。

◇上記の専門的な知識・技術を持った指導者によるスポーツ少年団等の指導者のための講習会を開催することにより、指導力の向上に努めます。

目標指標

スポーツ団体登録者数の市民の割合

現況値 (2017(平成29)年度)	目標値 (2023年度)	説明
14.3%	15.1%	スポーツ団体登録者数（体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団本部・スカイスports協会・小学校体育連盟・中学校体育連盟）



スポーツ推進委員研修会



少年野球教室

第3章 計画の推進

1 計画の推進

本計画を推進するためには、教育に関わるすべての人が、それぞれが担う役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して取り組む必要があります。

(1) 市民参加・市民参画・市民協働

教育施策の推進にあたっては、市民の方々の協力が不可欠です。そのため、市はわかりやすい情報提供に努めるとともに、市民、関係団体等の積極的な参画を促し、地域全体で施策を推進します。

(2) 羽生市総合教育会議による協議・調整

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置する市長と教育委員会で構成する羽生市総合教育会議において、教育の条件整備や重要事項等について協議・調整を行い、教育施策の方向性を共有し、連携して取り組んでいきます。

2 計画の点検・評価の実施

本計画に掲げた施策を効果的かつ確実に実施するために、常に進捗状況や効果等の把握をするとともに、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)という政策マネジメントサイクルにより計画を実行します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、毎年度、事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民に公表します。こうした取組により、効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たしています。

3 目標指標

○基本目標Ⅰ 「学 校 力」 信頼される学校づくりの推進

指標名	現 態 値 (2017(平成29)年度)	目 標 値 (2023 年度)	説 明
全国学力学習状況調査	【全国平均正答率との差】 小 国語A(+1.2)/B(-2.5) 小 算数 A(-2.6)/B(-1.9) 中 国語A(-6.4)/B(-4.2) 中 数学 A(-7.6)/B(-5.1)	【全国平均正答率との差】 小 国語(+1) 算数(+1) 中 国語(±0) 数学(±0)	小学校は全国平均より 1 ポイント上回るよう、中学校は全国平均と同程度とします。
埼玉県学力学習状況調査	【県平均正答率との差】 小 (-1.0)・中 (-5.0)	【県平均正答率との差】 小(+2)・中 (+1)	県平均より小学校で 2 、中学校で 1 ポイント上回るようにします。
学校応援団と学校運営協議会の参加者数	10,458 人	12,000 人	地域人材による学校支援事業実施報告を基に算出します。
学校図書館図書標準の達成率	104% 未達成 3 校	106% 未達成 0 校	学校図書館図書標準(文部科学省)に対する小中学校全体での達成率と未達成校数

○基本目標Ⅱ 「学 力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進

指標名	現 態 値 (2017(平成29)年度)	目 標 値 (2023 年度)	説 明
全国学力学習状況調査（再掲）	【全国平均正答率との差】 小 国語A(+1.2)/B(-2.5) 小 算数 A(-2.6)/B(-1.9) 中 国語A(-6.4)/B(-4.2) 中 数学 A(-7.6)/B(-5.1)	【全国平均正答率との差】 小 国語(+1) 算数(+1) 中 国語(±0) 数学(±0)	小学校は全国平均より 1 ポイント上回るよう、中学校は全国平均と同程度とします。
埼玉県学力学習状況調査（再掲）	【県平均正答率との差】 小 (-1.0)・中 (-5.0)	【県平均正答率との差】 小(+2)・中 (+1)	県平均より小学校で 2 、中学校で 1 ポイント上回るようにします。

○基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」 道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

指標名	現　況　値 (2017(平成29)年度)	目　標　値 (2023 年度)	説　明
規律ある態度 小学校3年生～中学校3年生達成率	92.2%	95.0%	小学校3年生は、規律ある態度の調査より。小学校4年生から中学校3年生は、埼玉県学力学習状況調査より。
人権啓発事業参加者の理解度(回答「大変深まった」割合平均)	56%	60%	各事業における参加者アンケートを基に算出。
給食食材の地産地消率の向上	17%	19%	地元農家で作られた食材を使用し、児童生徒の健康を考えた多彩な学校給食を提供します。

○基本目標Ⅳ 「地 域 力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

指標名	現　況　値 (2017(平成29)年度)	目　標　値 (2023 年度)	説　明
公民館運営審議会による公民館評価	94.4%	97%	公民館運営審議会による公民館運営評価の結果で、「よくできている(A評価)」の割合
親の学習講座への参加率	79.5%	90%	市内小中学校の就学時健康診断及び入学説明会で実施する「親の学習講座」への全対象者に対する参加者の割合
図書館利用件数	249,724 件	262,200 件	図書館資料の館内・館外利用の件数(※基準年に對し毎年度1%)
郷土資料館来館者数	6,932 人	8,300 人	通常展・企画展の年間来館者数(※基準年に對し毎年度3%)

○基本目標Ⅴ 「スポーツ」 生涯スポーツの振興

指標名	現　況　値 (2017(平成29)年度)	目　標　値 (2023 年度)	説　明
市内体育施設利用者数	249,910 人	260,000 人	市体育館・中央公園・小中学校開放・各地区グラウンドの利用者数
スポーツ団体登録者数の市民の割合	14.3%	15.1%	スポーツ団体登録者数(体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団本部等)

資 料

策定の経緯

（1）羽生市教育振興基本計画策定会議での審議

本計画に幅広い意見を反映させるため、羽生市教育振興基本計画策定会議を設置し、13名の委員を委嘱して計4回の会議を開催し、計画の内容を審議しました。また、策定会議の下部組織として、教育委員会事務局各課の職員8名で組織する羽生市教育振興基本計画作業部会で、計画原案の作成等を行いました。

（2）市民からの意見募集

羽生市パブリック・コメント制度に関する要綱により、策定会議で作成した計画(案)を平成31年1月に市ホームページ等で公開し、市民等から意見を募集しました。

（3）羽生市総合教育会議での協議

平成31年2月の羽生市総合教育会議で協議しました。

（4）教育委員会会議での議決

平成31年2月定例教育委員会において、計画の最終案を議決し、計画が成立しました。

策定会議

平成30年 8月	第1回羽生市教育振興基本計画策定会議
平成30年 10月	第2回羽生市教育振興基本計画策定会議
平成30年 11月	第3回羽生市教育振興基本計画策定会議
平成31年 2月	第4回羽生市教育振興基本計画策定会議

作業部会

平成30年 7月	第1回羽生市教育振興基本計画作業部会
平成30年 9月	第2回羽生市教育振興基本計画作業部会
平成30年 10月	第3回羽生市教育振興基本計画作業部会
平成30年 11月	第4回羽生市教育振興基本計画作業部会

羽生市教育振興基本計画策定会議設置要綱

平成24年5月24日
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき羽生市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、羽生市教育振興基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、計画案を策定し、羽生市教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから15名以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 羽生市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の代表者
- (3) 小中学校PTAの代表者
- (4) 関係機関又は関係団体の代表
- (5) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画案の羽生市教育委員会への提出をもって終了する。

(報酬等)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(会長及び副会長)

第6条 策定会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第8条 策定会議は、計画案の作成に関し必要な事項を調査、検討するため、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 策定会議の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、策定会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年5月25日から施行する。

羽生市教育振興基本計画策定会議委員名簿

(敬称略)

選出区分		氏 名
(1)	識見者	安原 輝彦
		伊藤 道雄
		柄金 幸男
(2)	小中学校代表者	◎ 榊原 久子
		栗原 利夫
(3)	PTA代表者	堤 高志
(4)	関係団体等	○ 櫻井 洋
		須永 哲史
(5)	市職員	赤坂 曜美
		細村 一彦
		岡田 隆史
		水野 光秀
		奥野 勇

◎会長 ○副会長

第2期羽生市教育振興基本計画

平成31年3月

発行 羽生市教育委員会（学校教育部教育総務課）
〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地
TEL 048-561-1121（代表）
